調査のしくみ

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国における製造業の実態を構造的に把握するとともに、生産活動に関する 基礎的資料を提供するものである。

2 調査の根拠

工業統計調査は、工業統計調査規則(昭和 26 年通商産業省令第 81 号)によって実施される指定統計調査(指定統計第 10 号)である。

3 調査の期日

平成 15年工業統計調査は、平成15年12月31日現在で、平成 15年1月1日から平成 15年12月31日までの1年間の実績について調査したものである。

4 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類に掲げる大分類「F-製造業」に属する事業所(国に属するものを除く)を対象に実施された。

5 調査における製造業の定義

- (1) 製造業とは、有機又は無機の物質に物理的、化学的変化を加えて新製品(必ずしも完成品を意味するものでなく、半製品も含まれる)を製造し、これを卸売する事業所をいう。 ここでいう卸売とは、次の業務をいう。(ア)卸売業者又は小売業者に販売すること。(イ)産業用使用者(工場、鉱山、建設業者、官公庁、学校、病院、ホテルなど)に大量又は多額に製品を販売すること。(ウ)業務用に主として使用される商品(事務用機械、設備、産業用機械、建設材料など)を販売すること。(エ)同一企業に属する他の事業所(同じ会社の他の工場、販売所など)に製品を引き渡すこと。
- (2) 他企業の所有に属する原材料に加工処理を行い、加工賃を受け取る賃加工業は、製造業とする。 ただし、直接個々の家庭消費者から加工を委託された場合は、製造業としない。
- (3) 修理を専業としている事業所は製造業としない。ただし、船舶修理、鉄道車両の修理又は改造、航空機のオーバーホールを行う事業所については、過去1年間に製造行為を行わなくても製造業とする。
- (4) 機械修理工場であっても、金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理とを行っている場合は、製造業とする。
- (5) 農家、漁家が同一構内(屋敷内)で製造活動を行っている場合、主として自家取得物の原材料を使用して、製造加工を行っている場合は、製造業としない。ただし、同一構内に工場、作業場とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用労働者(1年間に180日以上従事している者)がいる場合は、製造業とする。
- (6) 廃棄物を収集・分別し、処分場等へ運搬している事業所は、製造業としない。ただし、再生可

能な廃棄物に自ら加工処理を行い、有価物として出荷している場合は、製造業とする。

(7) 新聞業、出版業は、日本産業分類の改訂に伴い、大分類「H-情報通信業」に分類されたため、 平成 14 年の調査より調査の対象外となった。

6 調査の種類及び方法

- (1) 甲調査……従業者30人以上の事業所
- (2) 乙 調 査.....従業者 29 人以下の事業所

調査の方法は、自計申告によるもので、調査票の配布及び収集は、知事が任命する工業統計調 査員が市長の指揮監督を受けて行った。申告者は、事業所の管理責任者である。

7 集計事項の説明

- (1) 事業所数及び従業者数は、平成 15年 12月 31日現在の数字である。
- (2) 従業者数は、常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数の合計である。なお、常用労働者には、出向・派遣受入者を含むが、日々又は1ヶ月以内の期限で雇われていた者のうち、平成14年12月と11月に、それぞれ18日以上雇われていない者は除く。
- (3) 製造品出荷額等とは、製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程からでたくず・ 廃物の出荷額及びその他の収入額の合計額である。
- (4) 現金給与総額とは、雇用者に対する基本給、諸手当、期末賞与、退職金、解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額及び臨時雇用者に対する給与など、すべての現金給与の合計である。
- (5) 原材料使用額等とは、原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費の合計である。
- (6) 在庫額とは、製造品、半製品、仕掛品、原材料、燃料などで事業所の所有に属するものを帳簿 価額によって記入したものである。また、原材料を他に支給して製造させた委託生産品(製造品、半製品、仕掛品)の在庫については、委託した工場の在庫に合算している。
- (7) 有形固定資産のうち、取得額は、購入、建設、自家制作、同一企業に属する他の事業所からの受け入れ、又は建設仮勘定からの振替などによる増加額である。

除却額は、売却、撤去、同一企業に属する他の事業所への引き渡し又は滅失による減少額である。 減価償却額は、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額として計 上された額である。

- (8) 建設仮勘定のうち、増とは、この1年間にこの勘定の借方に加えられた額である。減は、この勘定から他の勘定に振り替えられた額(貸方に記入された額)である。
- (9) リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。
- (10)工業用地及び工業用水は、従業者30人以上の事業所を対象として次によった。

工業用地のうち敷地面積は、平成 15 年 12 月 31 日現在において事業所が使用(賃借を含む) している敷地の全面積である。また、建築面積は事業所敷地内にあるすべての建築物の面積の合計であり、延べ建築面積は事業所敷地内にあるすべての建築物の各階の面積の合計である。

工業用水は、平成 15 年の 1 年間に事業所で使用した用水の総量を操業日数で除した 1 日当たり用水量である。

8 係数の算式

本書に使用されている係数は、次の算式によっている。

(1) 生産額

製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額)

(2) 付加価値額

生産額 - (消費税を除く内国消費税税額+推計消費税額)- 原材料使用額等 - 減価償却額

(3) 粗付加価値額

製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税税額+推計消費税額) - 原材料使用額等

(4) 付加価値率

付加価値額 ÷ (生産額 - (消費税を除く内国消費税税額+推計消費税額))×100

(5) 原材料率

原材料使用額等 ÷ (生産額 - (消費税を除く内国消費税税額+推計消費税額))×100

(6) 現金給与率

現金給与総額 ÷ (生産額 - (消費税を除く内国消費税税額+推計消費税額)) × 100

(7) 分配率

現金給与総額 ÷ 付加価値額 × 100

(8) 付加価値生産性

付加価値額 ÷ 従業者数

(9) 有形固定資産投資総額

取得額 + 建設仮勘定の増減額

(10) 一事業所当たり製造品出荷額等

(製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税税額+推計消費税額)) ÷ 事業所数

(11)従業者一人当たり製造品出荷額等

(製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税税額+推計消費税額)) ÷従業者数

(12)常用労働者一人当たり現金給与総額

現金給与総額 : 常用労働者数

(13)常用労働者のうち雇用者一人当たり現金給与額

常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与額 ÷ 常用労働者のうち雇用者数

(14)推計消費税額

平成 13 年調査より、内国消費税額は消費税を除く調査としたことから、付加価値額及び粗付加価値額を算出するため新たに設けた「製造品出荷額に占める直接輸出額の割合」を用いて推計した。

(ア)従業者30人以上(甲票)で、「1.込み2.抜き」欄が「1.込み」の場合

推計消費税額 = { 製造品出荷額 × (1 - 直接輸出比率) + (加工賃収入額 + 修理料収入額) - (原材料使用額等 + 原材料及び燃料在庫増減額) - (土地を除く有形固定資産取得額+建設仮勘定増減額) } ÷ 1.05 × 0.05

(イ)従業者30人以上(甲票)で、「1.込み2.抜き」欄が「2.抜き」の場合

推計消費税額 = {(製造品出荷額 ×(1 - 直接輸出比率)+(加工賃収入額+修理料収入額) - 原材料使用額等) ÷ 1.05 - (原材料及び燃料在庫増減額) - (土地を除く 有形固定資産取得額+建設仮勘定増減額)}×0.05

(ウ)従業者29人以下(乙票及び附帯調査)の場合

推計消費税額 = {(製造品出荷額 ×(1-直接輸出比率)+(加工賃収入額+修理料収入額) - (原材料使用額等)} ÷ 1.05 × 0.05

【利用上の注意】

- (1) この結果報告書は本市において独自に集計したものであり、経済産業省及び山形県から公表さ れる数値と相違することもある。
- (2) 平成 15 年 12 月 31 日現在において休業、操業準備中及び操業後未出荷の事業所は、この結果報 告から除かれて集計されている。
- (3) 本書に掲載した数値は、単位未満の四捨五入等により内訳合計と総数が一致しない場合がある。
- 町・丁・大字・地域別統計表」は小学校区域別の町・丁・大字・地域別集計である。
- (5) ^r 商品分類別製造品出荷額・加工賃収入額統計表」の事業所数は、商品分類表における 6 桁の品目番号ごとに集計した産出事業所数を、品目番号の上4桁で再集計したものであるため、 他の統計表中の事業所数とは一致しない。また、本報告書より、産出事業所数について延べ事業 所数を実事業所数に変更した(平成 13 年報告書までは、一つの品目番号に同じ産出事業所が 2 事業所あった場合、2事業所として延べ事業所数を集計してきたが、本報告書より、同様の場合、
 - 1事業所として実事業所数を集計した)。
- (6) 統計表中の符号等は次のとおりである。

[-]: 皆無又は該当のないもの

[...]: 不詳のもの

[0]: 単位未満のもの

[]: 負数のもの

〔 〕: 秘密の保持上秘匿したもの

イタリック数字: 近隣の〔 〕の数値を含めたもの。なお、軽工業は軽工業に、重化学工業 は重化学工業に含めている。

(7) 日本標準産業分類の改訂について

日本標準産業分類は、平成 14年3月に改訂(平成 14年 10月1日適用)が行われた。工業統計 調査に関係する改訂点は、次のとおりである。

旧小分類「191 - 新聞業」、「192 - 出版業」については、新大分類「H - 情報通信業」に移行した。 このため、統計表及び前年との比較において、平成13年以前の数値には新聞業・出版業を含 み、平成14年以降の数値には含んでいない。

旧中分類「30 - 電気機械器具製造業」については、新中分類「27 - 電気機械器具製造業」、「28 - 情報通信機械器具製造業」及び「29 - 電子部品・デバイス製造業」に分割された。

なお、前年との比較において、改訂前の旧分類「電気機械器具製造業」による数値で比較し た(別掲「27~29電機」の数値で比較)。

- (8) 統計表における製造品出荷額等の内訳について、平成13年報告書までは、くず・廃物の出荷額及びその他の収入額を製造品出荷額に含めていたが、平成14年報告書より別に表示している。
- (9) 産業分類(以下、「業種」ともいう)は、下記の「産業中分類略称一覧表」より略称を用いた。

産業中分類略称一覧表

分類 番号	略 称	産業中分類名	分類 番号	略	称	産業中分類名
0 9	食 料	食料品製造業	2 1	皮	革	なめし革・同製品・毛皮製造業
1 0	飲料	飲料・たばこ・飼料製造業	2 2	土	石	窯業・土石製品製造業
1 1	繊維	繊維工業品製造業	2 3	鉄	鋼	鉄鋼業
1 2	衣 服	衣服・その他の繊維製品製造業	2 4	非	鉄	非鉄金属製造業
1 3	木 材	木材・木製品製造業	2 5	金	属	金属製品製造業
1 4	家 具	家具・装備品製造業	2 6	機	械	一般機械器具製造業
1 5	紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	2 7	電	機	電気機械器具製造業
1 6	印刷	出版・印刷・同関連品製造業	2 8	情	報	情報通信機械器具製造業
1 7	化 学	化学工業製品製造業	2 9	電	子	電子部品・デバイス製造業
1 8	石 油	石油製品・石炭製品製造業	3 0	輸	送	輸送用機械器具製造業
1 9	プラスチック	プラスチック製品製造業	3 1	精	密	精密機械器具製造業
2 0	ゴム	ゴム製品製造業	3 2	その)他	その他の製品製造業

(注記)軽工業及び重化学工業の区分は次のとおりである。

軽 工 業:09.食料、10.飲料、11.繊維、12.衣服、13.木材、14.家具、15.紙

16.印刷、19.プラスチック、20.ゴム、21.皮革、22.土石、32.その他

重化学工業:17.化学、18.石油、23.鉄鋼、24.非鉄、25.金属、26.機械、27.電機、

28.情報、29.電子、30.輸送、31.精密

(10)本報告書についての照会等は、下記までお願いします。

鶴岡市総務部情報統計課

(〒997 - 8601 鶴岡市馬場町 9番 25号 TEL 0235(25)2111 内線 655、665)